

総社市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第30号

総社市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

総社市下水道事業会計規則（令和2年総社市規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(小切手の支払地の区域) 第25条 下水道事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、<u>全国の区域とする。</u></p>	<p>(小切手の支払地の区域) 第25条 下水道事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、<u>総社市とする（出納取扱金融機関の加盟している手形交換所交換参加地域とする。）。</u></p>

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。